

# 掛川市良好な生活環境の確保に関する条例

## 目次

### 第1章 総則（第1条―第5条）

### 第2章 良好な生活環境の確保

#### 第1節 清潔の保持（第6条―第10条）

#### 第2節 空き地の管理（第11条・第12条）

#### 第3節 静穏の保持（第13条・第14条）

#### 第4節 自動車等による生活環境への負荷の低減（第15条・第16条）

#### 第5節 悪臭の防止（第17条・第18条）

#### 第6節 水質汚濁の防止（第19条・第20条）

#### 第7節 動物の適正な飼養（第21条―第24条）

### 第3章 雑則（第25条・第26条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、生活環境の保全に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、生活環境の保全その他必要な事項を定めることにより、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な生活環境を確保することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な生活環境 現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境をいう。
- (2) 公共の場所 市内の道路、公園、河川その他の公共の用に供されている場所をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器及び包装をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
- (5) 空き地 現に人が使用していない土地又はこれに等しい状態にあると認められる土地をいう。
- (6) 特定建設作業（騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第3項及び振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条第3項並びに静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）第70条及び第87条の特定建設作業をいう。

(市の責務)

第3条 市は、良好な生活環境を確保するため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項に規定する施策を効果的に実施するため、良好な生活環境の保全に関する市民の理解を深めるとともに、自主的な行動を促進するよう、意識の向上に努めなければならない。

3 市は、市民から良好な生活環境の侵害に関する相談、苦情等があったときは、速やかに実態を調査するとともに、迅速に解決するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、互いに協力して良好な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する良好な生活環境の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、良好な生活環境を侵害しないよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な生活環境の確保に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に伴い公害その他良好な生活環境の侵害に関する紛争が生じたときは、誠意をもって、自主的な解決を図るよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴い良好な生活環境を侵害することのないよう、消費者に対する啓発その他必要な措置を講じなければならない。

## 第2章 良好な生活環境の確保

### 第1節 清潔の保持

(公共の場所における清潔の保持)

第6条 何人も、公共の場所において、みだりに空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物を捨て、又は落書きをしてはならない。

(土地建物等の清潔保持)

第7条 土地、建物又は工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。以下この条において「土地等」という。）を所有し、占有し、又は管理する者は、土地等及びこれらの周辺を清潔に保ち、互いに協力して地域における良好な生活環境を確保するよう努めなければならない。

(容器等の散乱防止等)

第8条 空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱の原因となる物の販売（自動販売機による販売を含む。）をする事業者は、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱防止のため、その販売する

場所（自動販売機の設置場所を含む。）にこれらを回収する設備を設置し、適正な回収に努めなければならない。

（ビラ等の散乱防止）

第9条 公共の場所において、ビラ等（ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告、宣伝等の用に供される文書図画をいう。以下この条において同じ。）を配布し、又は配布させる者は、ビラ等が散乱しないよう努めるとともに、散乱した場合においては、速やかにこれを回収し、当該公共の場所の清掃を行わなければならない。

（勧告及び命令）

第10条 市長は、前4条の規定に違反した者に対し、期限を定めて、良好な生活環境の確保のために必要な限度において、原状回復その他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第2節 空き地の管理

（所有者等の責務）

第11条 空き地を所有し、占有し、又は管理する者は、空き地が次に掲げる状態（以下この節において「不良状態」という。）にならないよう、常に適正な管理を行い、良好な生活環境の確保に努めなければならない。

(1) 雑草、かん木等が繁茂し、又は枯れ草、枯れ枝等が大量に放置されている状態

(2) 蚊、はえその他の害虫が発生し、又は発生しやすい状態

(3) その他良好な生活環境を阻害し、又は阻害するおそれのある状態

（勧告及び命令）

第12条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、期限を定めて、良好な生活環境の確保のために必要な限度において、不良状態を是正するため必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第3節 静穏の保持

（静穏の保持）

第13条 何人も、住宅及び学校、病院その他これらに類する施設の周辺において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

（特定建設作業の周知義務）

第14条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、あらかじめ、当該工事の日程、作業時間、騒音及び振動の防止方法等について、周辺住民に周知を図るとともに、良好な生活環境への影響ができるだけ少なくなるように努めなければならない。

#### 第4節 自動車等による生活環境への負荷の低減

(自動車等の適正使用等)

第15条 自動車及び原動機付自転車（以下この節において「自動車等」という。）を所有し、又は使用する者は、自動車等の適正な整備及び運転を行うことにより、自動車等の使用に伴う排出ガス、騒音及び振動を最小限にとどめるよう努めなければならない。

(交通公害に関する要請)

第16条 市長は、運行する自動車等から発生する排出ガス、騒音及び振動が著しく生活環境を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、関係行政機関の協力を得て、自動車等を所有し、又は使用する者に対し、自動車等の整備その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

#### 第5節 悪臭の防止

(悪臭排出の制限)

第17条 何人も、悪臭をみだりに排出し、周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう努めなければならない。

2 工場等を設置している者は、施設の適正な管理を行い、事業活動に伴って発生する悪臭をみだりに排出し、周辺の生活環境に著しい支障を及ぼしてはならない。

(焼却による生活環境への配慮)

第18条 何人も、屋外において物を焼却する場合は、悪臭により周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

#### 第6節 水質汚濁の防止

(排水水以外の水による水質の汚濁の防止)

第19条 特定事業場（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第5項の特定事業場をいう。）以外の工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、当該工場又は事業場からの水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止に配慮しなければならない。

(生活排水による水質汚濁の防止)

第20条 何人も、生活排水（水質汚濁防止法第2条第8項の生活排水をいう。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう努めなければならない。

## 第7節 動物の適正な飼養

### (動物の所有者等の責務)

第21条 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合には、新たな所有者を見つけるよう努めなければならない。

2 動物を所有し、飼養し、又は保管する者（以下「所有者等」という。）は、所有者等としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養又は保管（以下「飼養等」という。）に努めなければならない。

3 所有者等は、動物の適正な飼養等に努めるとともに、動物の飼養場所及びその周辺における清潔の保持に努め、鳴き声、ふん尿その他の原因により、人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

4 所有者等は、動物の生態、習性及び生理に関して熟知するとともに、動物の健全な成育を妨げてはならない。

5 所有者等は、飼養等に係る動物が死亡した場合は、適正に処理しなければならない。

6 所有者等は、飼養等に係る動物をみだりに屋外に放してはならない。

### (犬の飼養等)

第22条 犬の飼養等をする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ふん尿は、飼養等を行う場所で行うようしつけること。
- (2) 飼養等を行う場所以外の場所で犬を歩行させ、又は運動させる場合は、犬のふんを処理するための用具を携行し、ふんを持ち帰り適正に処理すること。
- (3) ふん尿により、公共の場所又は他人の土地、建物若しくは工作物を汚損しないこと。
- (4) 屋内において係留することなく飼養等をする場合は、来訪者に危険を感じさせることのないようしつけるとともに、必要な措置を講ずること。

### (ねこの飼養等)

第23条 ねこの飼養等をする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 屋内における飼養等を基本とし、屋内飼養によらない場合にあつては、首輪その他所有者等を容易に判別することができる器具の取付けその他必要な措置を講ずること。
- (2) ふん尿は、飼養等を行う場所で行うようしつけること。
- (3) ふん尿により、公共の場所又は他人の土地、建物若しくは工作物を汚損しないこと。

### (勧告及び命令)

第24条 市長は、第22条第3号又は前条第3号の規定に違反した者に対し、期限を定めて、良好な

生活環境の確保のために必要な限度において、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### 第3章 雑則

(違反の公表)

第25条 市長は、第10条第2項、第12条第2項又は前条第2項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(掛川市空き地の環境保全に関する条例の廃止)

- 2 掛川市空き地の環境保全に関する条例（平成17年掛川市条例第91号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に旧掛川市空き地の環境保全に関する条例の規定により市長がした勧告、命令その他の行為は、この条例の相当規定に基づいて市長がした勧告、命令その他の行為とみなす。